

志賀原子力発電所 事務本館電気温水器に係る 七尾労働基準監督署からの是正勧告について

平成26年8月29日
北陸電力株式会社

当社は、昨日（8月28日）、七尾労働基準監督署より、志賀原子力発電所事務本館に設置されている高圧力型電気温水器の取り扱いについて、是正勧告を受けましたので、お知らせいたします。

志賀原子力発電所事務本館には、高圧力型電気温水器が設置されており、給湯に使用されています。

この度、自主的な社内調査により、当該高圧力型電気温水器は、労働安全衛生法に基づく「小型ボイラー」として、小型ボイラー設置報告書を提出すべきところ、未提出であったことが判明いたしました。また、取扱者に対する安全のための特別の教育が未実施であったこと、および、設置後は1年以内毎に1回必要な定期自主検査を実施していなかったことも合わせて判明いたしました。

これらについて、七尾労働基準監督署に報告したところ、労働安全衛生法の定め違反しているとして、是正勧告を受けたものです。

当社は、今回の勧告を真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。

以上